

●ご質問・ご相談は協会事務局までお寄せください。法律に関するいろいろなことをわかりやすくQ&Aでお答えしていきます。会社関係、不動産、婚姻、親子・相続、手形・小切手、借地・借家、交通事故、債券・債務、労務また、税務、特許や行政関係なども広い分野から情報を整理し、お答えしていきます。

## 手形が偽造されたとき

Q

従業員が手形を勝手に振り出した場合に、経営者（会社）はどのような責任を負いますか。振出名義は「A社代表取締役X印」で印は金融機関への正規の届出印です。



A

1. 従業員が勝手に手形（約束手形としましょう）を振り出す場合の形態をまず考えます。第1は、会社（A社とします）が普段から当該従業員（Bとします）に手形を振り出す権限を与えていた場合です。第2は、例えば、Bに経理部長などの肩書があり、手形を振り出す権限があるかのような外形を与えている場合、第3は、手形振出権限には関係のない職務に従事している場合です。
2. 第1の場合は、A社としては手形を振り出す場合でないのに、A社の使途に関係なくBが手形を振り出して自分の使途に充ててしまったということだと思います。しかし、いつもBがA社名義の手形を振り出すところを出入り業者や金融機関の担当者が見ており（手形貸付などで）、Bの手形振出に不審を抱かなかったということでしょう。仮に初めての相手としても、いかにも自然にBが手形を振り出すところを見ていたり、A社名義の手形を社外で渡されたりしたということもあります。何れにしても、基本的にはA社の責任は免れません（手形を決済する義務あり）。尤も、使途が明らかにA社のものでないことが歴然としているような場合（例えば、Bの自宅の改築工事費など）にまでA社に責任ありと断定できるかどうかはいささか問題があります。それでも、A社が全面的に責任を免れるチャンスがあるとは考えないで下さい。なにしろ、Bに手形振出権限を与えていたのですから。
3. 第2の場合はどうでしょうか。A社の規模や社員数、社内体制などいろいろなケースが考えられます。しかし、一般論として言うならば、経理部長が必ず手形振出権限を与えられているとは限りません。しかし、経理部長が手形を振り出す

とも少なくありません。ケースバイケースで考えて下さいというのでは答になりませんのでもう少し突っ込んで考えます。例えば、出入り業者や金融機関の担当者が、A社内で、普段は手形を振り出したりしないのに今日に限ってBが手形を切っている（振り出している）など不審を抱いて然るべきです。特に、A社に関係の深い取引先（金融機関を含む）はA社の社内体制や実態を知っているのが普通ですから、眼の前でBが振り出す手形を黙って手形を貰ってくるのは問題です。しかし、社外で手形を渡されるとか、社内でも、既に作成してある（振り出されている）手形を渡されるとなるとことは別です。A社の立場は大変苦しいこととなります。

4. 第3の場合。Bが出入り業者や金融機関の担当者の前で手形を振り出すことはまずないでしょう。作成済み（振出済み。それもBが）の手形を交付されるのが普通です。しかし、印鑑は正規のものが使われております。A社は一応偽造ということで争いますが、例えば手形訴訟となると、一旦はA社に手形金を支払うことを命ずる判決（手形判決）がでます。手形判決は仮執行宣言付きですから、その段階での強制執行は免れません（手形訴訟については、ご質問とは別に次回に述べたいと思います）。それ以前の問題として、偽造手形を不渡の制裁を受けないで不渡とするためには、手形金（額面金額）と同額を銀行協会に金融機関経由で預託しなければなりません。それだけでも大変です。

5. 以上、A社が手形上の責任を負わない場合でも、使用者責任という概念（考え方）があります。民法第715条です。被用者（従業員）が「職務の執行につき」第三者に不法行為による損害を与えた場合、使用者は原則的にはその責任を負うこととなります。最終的には、この規定でA社が責任を負うこととなります。被害者たる第三者の過失も勘案しますので（これを過失相殺といいます）、手形金額（額面金額）全額ということはありませんが、A社としてそれ相当の賠償責任を負わされます。

6. 以上、要するに、手形・小切手の管理は経営者として重々注意をしてほしいということを書きました。